

衆議院の方へ申入れられて、向うの時
間等を考えられましてお運び願いた
す。それでは本日はこれで散会いたしま
す。
昭和二十三年十二月二十一日印刷
昭和二十三年十二月二十二日発行

参議院事務局
印刷者 印刷局

第二部

第四回参議院人事委員會會議錄第二号

昭和二十三年十二月四日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○連合委員會に關する件

○淺井清、山下興家、上野陽一を人事官に任命することについて同意を求めぬの件

○國家公務員法の一部を改正する法律案に關する件

午後二時四十九分開會

○委員長(中井光次郎) それでは只今より委員會を開会いたします。人事官の任命に關し同意を求めぬの件について、會議を進行いたします。昨日に引き続きまして、御質疑がありましたらばお願いいたしますと存じます。尙その前に昨日新給與に關する法律案が政府から提案になりました。運営委員會においては、大藏委員會に同法案を付託することに相成りました。下交渉はいたしましたが、人事委員會でも適合審査をいたしたいと思っておりますが、大藏委員會の方より適合審査の要求がありましてならば、同意をいたしましてよろしくございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中井光次郎) それではさういうことに決定をいたします。御質疑がありましたらばお願いいたします。○本下源吉君 昨日お願いした資料は……

○委員長(中井光次郎) 只今委員長の手許まで、これ一部しかないさうであります。淺井さん、本と上野さんの

本がここにありますから回覧いたします。尙中間であります。本日の委員會の議事についてお諮りをして置きますが、大体御質疑がございましてならば、只今本會議が始まる前に一つお願いしたいと存じます。本會議を終りましてから尙委員會を開きまして、例の第三國會から引継ぎになつております問題について、即ち修正案の提出の問題につきまして御協議をお願いいたし存じます。さう御了承を願いたいと存じます。尙衆議院は昨日以來、未だ人事委員會が開催されないでおります。これもお諮り願います。御参考に申上げて置きます。

○政府委員(佐藤肇) いや、開催いたしました。今休憩ですが、私の説明を……

○委員長(中井光次郎) 訂正いたしました。開會されて政府委員からの説明だけがありまして、休憩中になつておるさうであります。

○東澤庄治君 余り御質疑がないようでしたら、衆議院の決定を待つことになさつたらどうですか。こつちでいろいろ議論しておつても……

○委員長(中井光次郎) それについて私から申し上げますが、本日御質疑を願ひまして、御質疑が終りましたならば、衆議院が何時になるか分りませんから、本日は御質疑と、先程申し上げた事案についての御協議をお願いして委員會は閉じて、明後日の午前十時に人事委員會を開いて、最後の御決定を願つたらどうかという腹案を持っております。

ます。

○本下源吉君 これは長官にちよつと御参考までにお耳に入れて置きますが、どうもすう／＼とあなたのおつしやるように行きそうもない空気があるというところを、十分に御承知の上一つ御努力をお願いしたい、こういうふうに私は希望を申上げて置きます。

○政府委員(佐藤肇) 有難うございまして。十分注意いたしまして努力することいたします。

○羽仁五郎君 今同意を求められております委員長の淺井清君のことについてであります。淺井清君の最近の過去における政治的な活動ということについて、私はもう少し責任を持つて知識を得る必要があると思ひますので、あれから何日でしたか、臨時人事委員會が六千三百七十四ベースを発表するかしらないかというのを御決定になつたときの、臨時人事委員會の速記録がおりになると思ふのですが、それを是非見したいというふうに考えます。そのことを要求いたします。

○委員長(中井光次郎) 羽仁さんに伺いますが、臨時人事委員會の速記録といふのは、どの性質のもので、その公開の原則とされておりますので、その公開の内容は一般にも知られるべきことなのでありますけれども、併し私が今要求いたしますのは、さつき申し上げましたこの改訂國家公務員法によつて、人事官たる方は過去において政治的な活動がなかつたということが立

証されることが必要でありますので、その点について調査の必要を感じますので、今の速記録を見たというふう

に考えるわけでありませう。

○政府委員(佐藤肇) 今のお話、私もお尋ねして誠に相済みないんですが、只今の速記録とおつしやるのは、その人事院と言ひますか、人事院でやつております会合の何か速記録があるかと、こういうお話でございますか。國會の關係ではないんです。

○羽仁五郎君 國會ではないんです。臨時人事委員會が、あれは何日でしたか、日をはずり申上げればよいと思ひますが、六千三百七十四ベースを発表された日があります。その日にそれを発表するかどうかということで、臨時人事委員會で人事委員會を持たれて、その結果二対一で発表するということを御決定になつたようです。その間の事情が明らかになる必要があると考へますので、その速記録或いは速記録、今のどういふふうにして二対一ということが決定されたかというのを是非知りたいというふうに考えますので、さういふ意味です。

○政府委員(佐藤肇) 只今のお申出でに對しまして、私実は人事院の内部のこととはよく分らないのでございませうが、御要求のありましたことを人事委員會に傳へまして、ありますれば、こちらの方へ出すようにいたしたいと思ひます。

○委員長(中井光次郎) 人事官の同意を求める件についての御質疑がなけれ

ば、この問題についての審査はこの程度にいたしまして、次の問題に移りたいと思ひますが、如何でございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中井光次郎) それでは御質疑はこの程度に止めて、次に前國會におきまして關係筋のOKを得ました修正案の取扱いについての御協議をいたしたいと存じます。それでは本會議のベルが鳴りましたから、暫く休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

午後四時十五分開會

○委員長(中井光次郎) 休憩前に引続きまして委員會を開会いたします。先程打合せでお打合せいたしました通り、國家公務員法の一部を改正する法律案に對する本委員會の修正案の取扱ひであります。御手許に配つてあります要綱の、

一、第二條第三項に左の二号を追加する。
十三、連合國軍の需要に應じ連合國軍のために勤務に服する者。

十四、人事院の指定する公園の職員(この規定は昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失ふ。)

二、現行法第五條第二項削除。
三、第九十八條第四項中警察職員の次に「國會職員たる監視を加ふ。」
四、第九十九條の第一号を削除する。
この第三の、第九十八條第四項中警

察議員の次に「国会職員たる監視」を加うだけを、今回の提出につきましては除きまして、第一、第二、第四の修正案を骨子とすることに皆さん御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中井光次君) ではそういうことにいたします。そしてその提案者はどういうことにいたしますか。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(中井光次君) それでは速記を始め。

○宇都宮警署 只今の委員長の説明に賛成であります。先回修正意見を出しました中で、第三の第九十八條だけを削り、第一、第二、第四、この第四を第三にして、修正案を提出することにいたします。この修正案は明後日の正式の委員会におきまして、法文化したものを再提出いたして、皆さんの御賛成を得たいと思います。

○委員長(中井光次君) それでは只今宇都宮委員からお話がございましたように、大体今の三項目を以て修正案の骨子とするということで、御異議がないようでありますから、委員長の手許におきまして法文を作成いたしまして、明後日正式に御決定を願うようにいたしたいと存じます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中井光次君) それでは委員長、理事にその間の交渉をお委せ願います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中井光次君) 他に御発言はございませんか……それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後四時二十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 中井 光次君

理事

木下 源吾君

小串 清一君

宇都宮 登君

委員

北村 一男君

木村三四郎君

佐々木鹿藏君

大山 安君

寺尾 博君

羽仁 五郎君

岩男、仁藏君

政府委員

内閣官房長官

佐藤 榮作君